

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の制定に向けた早期検討を 求める意見書

アイヌの人たちは、特に明治期以降、国が進めた政策によってアイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史があります。

平成20年の衆参両院におけるアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議の全会一致での可決を受け、国は、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組みられてきています。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からも、さらに施策を具体化する必要があります。

よって、国におかれましては、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、北海道のみならず、全国を対象に推進していく根拠となる法律の制定に向けて早期に検討されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月24日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣

財務大臣

法務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣